

# 定 款

一般社団法人 微生物制御技術機構

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 微生物制御技術機構と称する。

(目 的)

第2条 この法人は、微生物制御技術分野における事業展開により、安全性の確保と品質向上を追求し、その成果を通じて、産業界における技術の支援と普及を推進し、もって公衆衛生の向上と公衆の利益の保護及び増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 微生物検出・同定用データベースの利用普及と管理
2. 微生物検出・同定用データベースの拡張とメンテナンス
3. 質量分析を基盤とした微生物同定及び菌株識別技術の調査研究、開発
4. 微生物同定と菌株識別のためのソフトウェアの開発、販売
5. 微生物関連の調査研究と普及啓発活動
6. 微生物関連の定例会、勉強会の開催
7. 微生物関連の講演会の開催
8. 微生物関連の出版事業
9. 微生物関連の専門的アドバイス及び支援サービスの提供
10. 各種情報データの調査研究、開発及び販売
11. 前各号に附帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(社員)

第6条 この法人の社員は、この法人の目的に賛同して入社した者とする。

2. この法人の会員は、次の7種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この目的に賛同して入会した個人、法人又は団体のうち、代表理事宛に入社を申し込み、代表理事の承認を受けた者
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した正会員以外の個人
- (3) コンソーシアム会員 データのアップロード/ダウンロードを行う法人又は団体
- (4) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した正会員以外の法人又は団体、個人
- (5) 特別会員 社員総会において推薦を受けた個人
- (6) 名誉会員 この法人に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人
- (7) 賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体

#### (入 社)

第7条 この法人の社員になろうとするものは、別に定める手続きにより、代表理事宛に入社を申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

#### (経費の支払義務)

第8条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

#### (退 社)

第9条 社員がこの法人を退社しようとするときは、別に定める手続きにより代表理事宛に退社を申し出るものとする。

2. 社員は次の各号の一に該当するときは退社したものとみなす。

- (1) 社員が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 社員が解散又は破産したとき
- (3) 経費を納入せず、督促後なお経費を1年以上納入しないとき

#### (除 名)

第10条 社員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この法人の定款又は規則に違反したとき

#### (会員)

第11条 この法人には会員を置くものとし、その種類、入退会、会費については別途社員総会で定める会員規定及び会費規定による。

(種 類)

第12条 社員総会は、これを定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開 催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に主たる事務所の所在地においてこれを開催する。

2. 臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招 集)

第14条 社員総会は代表理事がこれを招集する。

2. 社員総会は、少なくとも期日の7日前までに社員総会で議決すべき事項を示して、招集しなければならない。

(定足数)

第15条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事をもってこれにあてる。

(議 決)

第17条 社員総会の議事は、この定款に別に定める場合を除いて、出席社員の過半数をもってこれを決する。

(書面による表決)

第18条 止むを得ない理由のために社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決をすることができる。この場合は出席したものとみなす。

(附議すべき事項)

第19条 次に掲げる事項は、社員総会に附議する。

- (1) 当該年度の事業計画
- (2) 当該年度の収支予算
- (3) 前年度の事業報告
- (4) 前年度の収支決算及び収支差額が出た場合の処分方法
- (5) 前年度の監査結果
- (6) 除名に関する事項
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) その他、代表理事の附議した事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、次の事項を記した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 出席した構成員の数及び出席役員の氏名
  - (4) 議事の経過の概要
  - (5) 議決事項
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 社員総会の議事録には議長及び出席した社員の中から議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

#### 第4章 役員、事務局及び職員

(理事の員数)

第21条 この法人の理事の員数は、3人以上とする。

(理事の選任)

第22条 理事は、社員の中から社員総会の議決により選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(代表理事)

第23条 この法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。

(理事の解任)

第25条 理事の解任については、第10条の規定を準用する。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(事務局及び職員)

第27条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、職員若干名を置く。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第29条 この法人の資産は、代表理事がこれを管理する。その管理方法は、社員総会の議決によりこれを定める。

### (事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年1期とする。

### (収支差額の処分)

第31条 この法人の収支決算に差額が生じたときは、社員総会の議決を得てその全部又は一部を積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

### (剰余金の処分制限)

第32条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

### (事業計画並びに収支予算及び事業報告並びに収支決算の承認)

第33条 この法人の毎事業年度の事業計画書及び収支予算書は、当該年度の開始の日から3か月以内に社員総会の承認を受けなければならない。

2. この法人の毎事業年度の収支決算書は、事業報告書及び年度末現在の財産目録と共に当該年度終了後3か月以内に、社員総会の承認を受けなければならない。

### (特別会計)

第34条 この法人は、事業の遂行上必要なときは、社員総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2. 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して管理するものとする。

3. 前々項の特別会計は前条の収支予算及び決算に計上しなければならない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決を経て、これを変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、一般法人法第148条の規定に基づき解散する。

2. この法人は、一般法人法第148条第3号の規定に基づき解散する場合は、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決による。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人の解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(諸規定)

第39条 この定款の施行について必要な諸規定は、社員総会の議決により代表理事がこれを定める。

(定款に定めのない事項)

第40条 本定款に定めのない事項については、すべて一般法人法、その他の法令の定めるところによる。

令和6年4月1日

設立時理事及び設立時代表理事  
設立時理事  
設立時理事

中山 素 一  
宮 本 敬 久  
今 城 敏